

監査報告書

2021（令和3）年5月26日

社会福祉法人「ゼノ」少年牧場
理事長 寶子丸 周吾 殿

監事 安達 俊輔

監事 小山 峰志

私たち監事は、2020（令和2）年4月1日から2021（令和3）年3月31日までの2020（令和2）年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法により、当該会計年度に係る法人本部ならびに全事業所の事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、法人本部拠点区分ほか23拠点区分における会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 監査における総評及び意見は別紙のとおりです。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ① 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 監査における総評及び意見は別紙のとおりです。

以上

2020年度会計監査報告書

令和3年5月26日、見出しの件、事前資料とオンラインによるテレビ会議において、法人本部理事長はじめ各経理担当者より計算関係書類に基づき、チェックリストに合わせて、聞き取り等で会計監査を行いました。

そのうえで以下の意見を申し述べます。

- ① 前年度は一年を通して、コロナに翻弄され、さらに決算業務時期には緊急事態宣言が発せられるというイレギュラーなことが多い年でした。それにもかかわらず、大変苦労はされたと思いますが、滞りなく業務が遂行されたということは早期に、会議、業務のリモート化等、理事長を始め全職員が一丸となり、臨機応変に対処された結果だと思えます。まだまだ続くとは思いますが、引き続き頑張ってください。
- ② 前期2月に、法人内事業所で長期に渡り、簿外で管理運用している預金資産があるということが分かりました。長期的な事であり、証票類も廃棄され残っていません。そのため、内容について全て確定できておらず、3月31日までに経理することが出来ていません。このことについては、進行期中にはっきり経理できるように調査を進めていただきたい。また、当該資産が存在していることは事実であり、今後、このようなことが二度と起こらないようにするため、組織の改革、資産の管理方法、個々の意識の徹底等あらゆる面で、聖域なく、必要なことを進めて頂きたい。
- ③ 全体的には過去に指摘していたものは、おおむね改善されており、特に監査意見として述べるような事柄はありません。

令和3（2021）年5月28日

監事 安達 俊輔

社会福祉法人 「ゼノ」 少年牧場

理事長 寶子丸 周吾 殿

監事 小山 峰志

令和 2 (2020) 年 4 月 1 日から令和 3 (2021) 年 3 月 31 日までの令和 2 (2020) 年度の業務執行状況について、令和 3 (2020) 年 5 月 26 日にオンラインによるテレビ会議において理事長及び各事業の管理者より事業の実施状況ならびに運営に関する課題等について報告を受けました。その結果につきまして、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

事前に CD-ROM にて事業報告書等の資料提供を受け、資料にて各事業の業務の実施状況等について確認を行いました。そのうえで 5 月 26 日のテレビ会議において、理事長及び各事業の管理者からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務の状況の確認を行いました。

監事監査チェックリストにつきましては、当該年度の理事会・評議員会の内容を踏まえ、前年度のチェックリストでの非該当ならびに未実施項目について当該年度の状況について確認を行いました。

以上の方法により、当該年度に係る事業報告等について検討いたしました。

2. 監査意見

当該年度は、年度を通してコロナ禍の中での対応を行わなければならない状況となりました。新しい年度に入ってもこの状況は変わらず、長期にわたって経営的にも事業運営においても難しい判断を迫られることとなっています。

各事業の管理者による報告におきましても、利用者に対して感染予防の観点から多くの我慢や負担をお願いせざるを得ない状況や、感染対策に取り組むスタッフがストレスを感じながらも支援の場において工夫をこらしながら利用者の生活を守る姿勢でこの 1 年間を取り組んできたことを理解しました。

それぞれの事業におきましては、社会的な問題から生ずる障害者・児の課題に積極的に取り組む姿勢、就労系の事業ではコロナ禍においても平均賃金を維持できたこと、またホームでの利用者の自立に向けての支援の好事例の報告など、スタッフが真摯に取り組む姿を感じることができました。

業務での ICT の活用による情報共有の円滑化や相談業務における連携など新しい展開に向けて意欲的に取り組んでいることも評価できます。

新たに取り組んできたフィットネスジムは地域における町民間のつながりや障害の理解の場として機能し始めており、今後の地域づくりに効果的な役割を果たせるのではないかと報告もあり、これからの地域貢献活動や地域共生社会の中での役割に期待するところです。

利用者の高齢化に伴う課題においては、身体機能の低下に対する生活環境の影響や制度の狭間における対応の課題が報告されましたが、利用者の怪我や生活上の不利益が生じないように解決していく必要が高い項目であると認識いたしました。

以上、おおまかに事業報告にて印象に残った部分をまとめてみました。

理事会・評議員会は、当該年度を通してオンライン会議を活用しながら可能な時期には対面で

実施され、議案について協議する機会が設けられていました。コロナ禍においても事務局として書面決議のみに頼ることなく実施してきたことにより、それぞれの議案に対しても適切に処理されていると認めます。法人全体として事業運営は良好に行われていると判断しました。

【事業報告等の監査結果】

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 当該年度の後半では、不正な会計処理が明らかになり、その処理・対応にあたって法人としての姿勢が問われることとなりました。いち早く行政に報告を行い、その処理に対する指示を仰いだことは正しい選択でした。また、法人として社会に向けての説明ができるよう対応を行うことも当然のことであったと思います。どんなに社会的に評価の高い事業を展開していたとしても制度的に優遇措置を受けている社会福祉法人にあつて社会的に正しくないことが行われていれば社会的な信用を失墜し、法人としての立場を危うくするばかりか、その存在を断ち切られることにもつながりかねません。そのようなことになれば、多くの利用者の方々に多大なご迷惑をおかけすることにもなります。今後、行政との協力の下、誤った会計処理について整理し適正な処理を行うよう務めるとともに、再度このようなことが起こらぬよう法人全体で課題を共有し、コンプライアンスの向上に向けて取り組み、同時に利用者への適切かつ質の高い支援の実現に向けて理事長を中心に一丸となって進んでいくことを期待するところです。

以上の件を除きましては、職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。